

事務連絡  
平成28年10月21日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課  
内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）  
内閣府子ども・子育て本部児童手当管理室  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

#### 無戸籍の児童に関する児童福祉等行政上の取扱いについて

無戸籍の児童に関する児童福祉行政上の取扱いについては、「戸籍及び住民票に記載のない児童に関する児童福祉行政上の取扱いについて」（平成19年3月22日付け事務連絡）により周知をお願いしたところですが、これらの児童については、戸籍謄本等により身元を証明することができないために、各種の行政サービスを受ける上でなお困難が生じているものと思われまます。つきましては、改めて下記の取扱いについて貴管内の市町村及び児童相談所に周知していただきますようお願いいたします。

また、法務省を中心に無戸籍の児童が戸籍に記載されるための支援を推進しているところですので、貴職におかれましても、無戸籍児童の情報を管轄法務局等へ連絡する等の対応について、周知方お取り計らい願います。

#### 記

##### 1. 無戸籍児童に関する児童福祉等行政上の取扱いについて

無戸籍児童に関する児童福祉等行政上の取扱いについては、下記のとおりとしています。

##### （1）保育所・認定こども園・家庭的保育事業等

子ども・子育て支援新制度において、保育所・認定こども園・家庭的保育事業等は、小学校就学前子どもの保護者が、支給認定を受けた上で利用することとされている。

当該利用に当たっては、利用申込書を当該小学校就学前子どもの保護者の居住地の市町村に提出することとされており、離婚後300日以内に出生した子について出生届がなされない等の事情により、戸籍及び住民票に記載のない場合であっても、当該小学校就学前子どもが当該市町村に居住している実態を確認できれば、支給認定を受け

た上で保育所・認定こども園・家庭的保育事業等を利用することができ、子どものための教育・保育給付の対象となる。

#### (2) 母子保健

母子保健に関する事業については、妊娠した者に対して市町村長への届出を求め、これによって把握した対象者に母子健康手帳を交付し、保健指導、新生児の訪問指導及び健康診査を行っている。

当該対象者については住所要件がないことから、戸籍及び住民票における記載の有無にかかわらず、当該市町村に居住している実態を確認できれば、母子保健に関する事業の対象となる。

#### (3) 児童手当

児童手当は、中学校修了前の児童の養育者からの申請に基づき、監護要件及び生計要件等を判断するほか、受給者（養育者）及び児童が国内に住所を有するときに支給することとされている。

しかしながら、離婚後300日以内に出生した子について出生届がなされない等の事情により、戸籍及び住民票に記載のない場合であっても、出生証明書により、児童及びその母が確認でき、かつ、当該児童が国内に居住している実態を確認できれば、当該児童の養育者について監護要件及び生計要件等を個別に確認した上で、当該児童の養育者に対して児童手当の支給を認定することができる。

#### (4) 児童扶養手当

児童扶養手当は、母子世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童を監護又は養育している者からの申請に基づき、申請者と対象児童との関係、監護要件、養育要件等を判断するほか、受給者（母、父又は養育者）及び対象児童が国内に住所を有するときに支給することとされている。

そのため、申請に当たっては、親子関係等を証明する戸籍の謄本又は抄本、居住地等を証明する住民票の写し等の添付が必要となるが、離婚後300日以内に出生した子について出生届がなされない等の事情により、戸籍及び住民票に記載のない場合であっても、出生証明書により、対象児童及びその母が確認でき、かつ、当該児童が国内に居住している実態を確認できれば、児童扶養手当の支給対象とすることができる。

#### (5) 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき、又は父母がないか若しくは父母が監護しない場合において、当該障害児の父母以外の者がその障害児を養育するときなど、障害児を監護又は養育している者からの申請に基づき、申請者と対象児童との関係、監護要件、養育要件等を判断するほか、受給者（父母又は養育者）及び対象児童が国内に住所を有するときに支給することとされている。

そのため、申請にあたっては、戸籍の謄本又は抄本及び住民票の写し等の添付が必要と

なるが、離婚後300日以内に出生した子について出生届がなされない等の特段の事情により、戸籍及び住民票に記載のない児童であっても、調査により当該児童が国内に居住している実態を確認できれば、特別児童扶養手当の支給対象とすることができる。

#### (6) 障害児福祉手当

障害児福祉手当については、対象児童が居住する福祉事務所所管区域内に住所を有するときに支給することとされている。

そのため、申請にあたっては、戸籍の謄本又は抄本及び住民票の写し等の添付が必要となるが、離婚後300日以内に出生した子について出生届がなされない等の特段の事情により、戸籍及び住民票に記載のない児童であっても、調査により当該児童が福祉事務所所管区域内に居住している実態を確認できれば、障害児福祉手当の支給対象とすることができる。

#### (7) 障害児通所給付費等

障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、障害児入所給付費（以下「障害児通所給付費等」という。）は、障害児の保護者からの申請に基づき、給付決定を行った上で支給することとされている。

当該申請に係る給付決定については、障害児の保護者の居住地の市町村が行うものとするとしており、障害児の保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないときであっても、その障害児の保護者の所在地の市町村が行うものとするとしている。このため、離婚後300日以内に出生した子について、出生届がなされない等の事情により、戸籍及び住民票に記載のない場合であっても、当該障害児の保護者が当該市町村に居住している実態を確認できれば、給付決定を行った上で、障害児通所給付費等の支給対象とすることができる。

## 2. 戸籍の記載に向けた支援について

法務省においては、「戸籍に記載がない者に関する情報の把握及び支援について（依頼）」（平成26年7月31日付け法務省民一第817号民事局民事第一課長通知）（別添）を発出し、市区町村長（児童相談所長、教育委員会教育長等を含む。）が戸籍以外の所管業務の過程で無戸籍者に関する情報を把握したときは、市区町村の戸籍窓口当該情報（通称、生年月日、連絡先等）を連絡するとともに、無戸籍者に対する管轄法務局等への相談方の案内について協力を依頼するよう通知をしているところです。

当該通知の趣旨を踏まえた取組を徹底するため、無戸籍の学齢児童生徒の情報を把握したときは、速やかに戸籍担当部局に連絡するとともに、無戸籍者支援に係る法務省のホームページを紹介する、管轄法務局等への相談方を案内するなど、戸籍担当部局と連携して、戸籍への記載に向けた支援を行うようお願いします。

【照会先】

厚生労働省

電話：03-5253-1111（厚生労働省代表）

<雇用均等・児童家庭局>

○保育所

保育課企画調整係 鍵田（内線 7928）

○母子保健

母子保健課母子保健係 山本・佐坂（内線 7938）

○児童扶養手当

家庭福祉課扶養手当係 堀江・石松（内線 7893）

<社会・援護局障害保健福祉部>

○特別児童扶養手当及び障害児福祉手当

企画課手当係 山本・三浦（内線 3020）

○障害児通所給付費等

障害福祉課障害児支援係 小橋口・浄土（内線 3102）

内閣府子ども・子育て本部

電話：03-5253-2111（内閣府代表）

○子ども・子育て支援新制度

参事官（子ども・子育て支援担当）付（内線 38339）

○児童手当

児童手当管理室指導第一係（内線 38483）